

日本でもPLBが海上で使用できるようになりました！

PLB(Personal Locator Beacon:携帯用位置指示無線標識)は、個人が海上において、船舶等から転落・漂流などした際、人工衛星を通じて、海上保安庁に遭難したことを通報する装置です。

PLBは、世界では欧米を中心に50万台以上普及していますが、これまで、我が国でのPLBの使用は認められていませんでした。しかし、我が国でも遭難自動通報局の無線局免許を受ければ、海上における遭難時に限って使用できるようになりました。



PLBの製品例



画像提供:ドリユーマリンジャパン合同会社

PLBを使用するための条件



無線局の免許が必要です。

PLBは購入してすぐには使用できません。電波法により定められた手続きを行い、遭難自動通報局の無線局免許が必要です（無線従事者資格は必要ありません。）。



本人（無線局免許状に記載された方）以外は使えません。

PLBは、無線局の免許を受けた本人が海上で遭難したことを知らせるためのものです。他人へ貸したり、電波法で定める手続きを経ないで譲ったりすることはできません。他人が勝手に使用しないよう、保管の際にも十分注意しましょう。



日本の技術基準に適合したPLBしか使えません。

PLBは、技術基準適合証明等を取得したものでなければなりません。外国で販売されている技適マークがないPLBを使用した場合、電波法に違反するだけでなく、捜索救助活動に支障が出るおそれがあります。



万一来に備え、本人以外にも連絡できる方が必要です。

PLBから電波が発射された場合、海上での遭難の事実について問い合わせる場合がありますので、2名以上の方（家族、友人等）の連絡先を無線局免許の際の申請書に記入していただく必要があります。（変更があった時は届出が必要です。）

PLB（携帯用位置指示無線標識）の使用にあたって

1 海上以外では使用できません。

PLBは、我が国では海上においてのみ使用することができます。陸上（山岳、湖沼、河川など）や上空では使用できません。

2 海上遭難時以外は絶対に使用しないで下さい。

PLBを作動させると、直ちに遭難信号が発信されます。従って、海上遭難時以外は絶対に使用しないで下さい。故意に使用すると法令により処罰されるおそれがあります。なお、誤って作動させてしまった場合は、たとえ数秒間であっても、直ちに118番や船舶無線などで海上保安庁に連絡して下さい。

3 免許には有効期限があります。

PLBの無線局の免許の有効期間は、免許の日から5年間です。有効期間が切れた状態で使用すると、海上遭難の際、捜索救助活動が行われなければならず、不法無線局として法令により処罰されるおそれがあります。

4 使用しなくなった場合は、必ず電池を取り外して下さい。

無線局免許が切れた場合や無線局廃止等で使用しなくなった場合は、必ず、本体から電池を取り外すか、メーカーに引き取りを依頼し、電波は発射できない状態にして下さい。

電波が発射できる状態のまましていると、法令により処罰される場合があります。

ご不明な点はお近くの総合通信局へ

総合通信局等	担当課	管轄	電話番号
北海道総合通信局	航空海上課	北海道	011-709-2311 (内線：4635)
東北総合通信局	航空海上課	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	022-221-0653
関東総合通信局	航空海上課	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県	03-6238-1747
信越総合通信局	航空海上課	新潟県、長野県	026-234-9982
北陸総合通信局	航空海上課	富山県、石川県、福井県	076-233-4451
東海総合通信局	航空海上課	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	052-971-9178
近畿総合通信局	航空海上課	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	06-6942-8541
中国総合通信局	航空海上課	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	082-222-3345
四国総合通信局	航空海上課	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	089-936-5021
九州総合通信局	航空海上課	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	096-326-7838
沖縄総合通信事務所	無線通信課	沖縄県	098-865-2305

誤ってPLBを作動させてしまった場合は、たとえ数秒間であっても118番や船舶無線などで直ちに海上保安庁へ連絡してください！